

## 横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口 提案書作成要領

募集要項に記載した本事業における提案書作成要領は次のとおりです。

### 1 事業名

横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口

### 2 事業の内容

「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口募集要項」及び「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口共通仕様書」のとおり

### 3 参加意向申出書及び参加資格審査書類の提出

本要領等に基づきプロポーザル提出の意思について、次により提出をお願いします。

#### (1) 参加資格審査書類（各1部提出）

様式 No	提出書類	主な記載事項等
1	参加意向申出書	
2	役員等氏名一覧表	指定暴力団の構成員でないことの調査・照会用
3	事業報告書	応募法人の概要
-	定款（写）	
-	法人登記簿謄本	
-	納税証明書	法人税、消費税及び地方消費税 ・納税証明書「その1」（最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額） ・納税証明書「その3」又は「その3の3」（最近2年間分の未納の税額がないことの証明書）
-	決算書等（写）	直近3期分の貸借対照表、損益計算書等

#### (2) 提出期限

令和7年5月21日（水）17時必着

#### (3) 提出方法

持参又は郵送

#### (4) 提案資格確認結果通知書・提案書提出要請書の送付及び方法

令和7年6月6日（金）までに、電子メールにより回答します。

### 4 質問等

提案書提出有資格者が、提案書提出にあたり質問等がある場合は、質問書（様式4）に

より、次のとおり行ってください。なお、質問がない場合は提出不要です。

(1) 受付期間

提案書提出要請書受理日から令和7年6月13日（金）17時まで

(2) 提出方法

電子メール

(3) 回答送付日及び方法

令和7年6月27日（金）までに提案書提出有資格者全員に、すべての質問と回答を電子メールで送付します。

## 5 提案書の提出

(1) 提案書類

ア 提案書は所定の書式（様式5～7）に基づき作成するものとします。

イ 用紙の大きさはA4版縦とします。

ウ 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

様式No	提出書類	主な記載事項等
5	提案書（表紙）	
6	事業計画書(1)	事業主体
7	事業計画書(2)	事業提案

エ 文字は注記等を除き原則として10.5ポイント以上の大さで記述してください。

オ 公平な審査を行うため、様式6及び7には提案者名を記載しないでください。記載がある場合は、該当部分を黒塗りし、評価に利用します。

カ 提出は紙媒体1部及び電子データ1部（PDF形式を光ディスクに記録したもの）とします。

(2) 提出期限

令和7年7月22日（火）17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送

## 6 一次評価（書面）の結果通知

評価実施後、令和7年8月末までに、提案書提出者全員に対して一次評価選定結果通知書を電子メールで送付します。

## 7 二次評価（プレゼンテーション）

二次評価参加有資格者を対象として評価選定委員会において、次のとおり提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

(1) 実施日時

令和7年9月中旬（予定）

(2) 実施場所

横浜市役所内（予定）

(3) 出席者

3名以下としてください。

(4) 内容

提案書（様式6～7）についてプレゼンテーション（約10分間）及び質疑応答による口頭での説明（約20分間）を求めます。

(5) 資料

プレゼンテーションは、提出した提案書のみを利用し行うこととします。

(6) その他

実施日時等の詳細については電子メールにてお知らせします。

## 8 二次評価（プレゼンテーション）の結果通知

評価実施後、令和7年10月末までに、二次評価参加者全員に対して二次評価選定結果通知書を電子メールで送付します。

## 9 その他

(1) 無効となる提案

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

キ 本プロポーザルに関して評価選定委員会委員との接触があった者による提案。

ク 二次評価参加有資格者のうち、二次評価に参加しなかった者による提案。

(2) プロポーザルの取扱い

ア 市は提出された提案書について、今回の目的以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提案書は連携事業者の選定を目的に使用するものであり、本事業について必ずしも提案内容どおり実施されるものではありません。

(3) 提出時の注意点

ア 持参以外の方法での提出の場合は、電話にて発送の連絡を必ず行ってください。

イ 電子メールの添付ファイルは7MB以下になるよう調整してください。

## 10 問い合わせ・提出先

所在地	〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 24 階
担当課	建築局住宅政策課
担当者	安藤、北村、阿久津
電話番号	045-671-4121
FAX 番号	045-641-2756
メールアドレス	kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp